

# 動物愛護法

殺傷・衰弱虐待禁止



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

**殺傷犯罪** 懲役**1**年、罰金**100**万円。

愛護動物への犯罪。※飼い主や持ち主などの、いるいないに関係なく。

**衰弱虐待犯罪** 罰金**50**万円。

飼い主など愛護動物を扱う者の犯罪。

**110番!!**

犯罪  
通報

小動物への犯罪は、重大犯罪のきざしです。

犯罪の所管は警察署